

2022 年 1 月 1 日より健康保険法等が改正されます

2022 年 1 月 1 日より、健康保険法及び健康保険法施行令の一部が改正されることになりました。

1. 傷病手当金の支給期間の通算化
2. 任意継続被保険者制度の資格喪失事由の追加
3. 出産育児一時金の支給額の一部変更

●改正年月日 2022 年 1 月 1 日

●改正内容

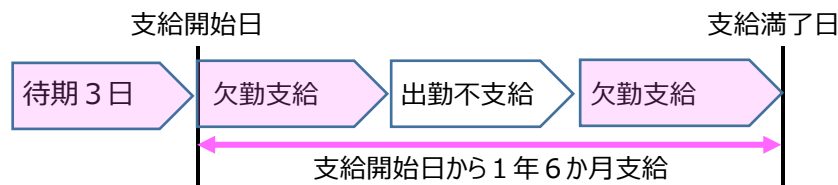
1. 傷病手当金の支給期間の通算化

傷病手当金（被保険者が業務外の疾病・負傷が原因で療養のために休業したときに、健保から支給される給付金）の支給期間が、通算して 1 年 6 か月になります。

《対象》2020 年 7 月 2 日以降に傷病手当金の支給を開始したものから適用

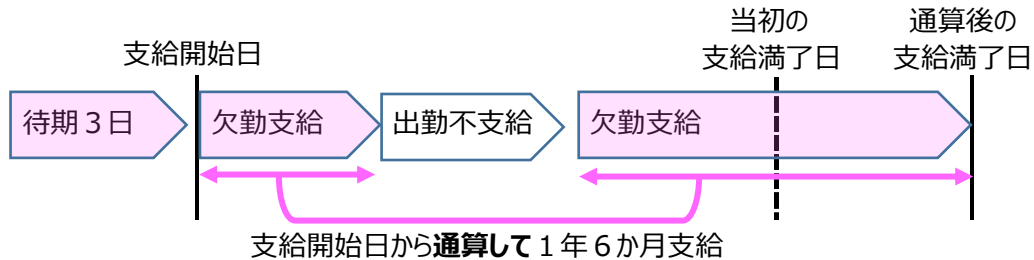
【現行】支給開始日から起算して 1 年 6 か月を超えない期間まで支給

⇒その間、一時的に復職した場合であっても、その期間が 1 年 6 か月に含まれる



【変更後】支給期間を通算して 1 年 6 か月の期間まで支給

⇒支給開始後に、出勤などで支給のない期間があっても、通算して 1 年 6 か月に達するまで支給される



※キオクシア健康保険組合の付加給付の取り扱いについて

傷病手当金の支給期間通算化に伴う、付加給付の取り扱いの変更は以下となります。

給付内容	取扱 変更	支給期間	
		通算化	内容
傷病手当金付加金 （傷病手当金の支給に上乗せして支給される給付金）	あり	する	傷病手当金と同様に、通算して傷病手当金の支給満了日まで支給。
延長傷病手当金付加金 （傷病手当金の支給満了日以降延長して支給される給付金）	なし	しない	傷病手当金の支給満了日の翌日から起算して 1 年 6 か月間支給。ただし、傷病手当金の支給開始日から 3 年を超えないものとする。

2. 任意継続被保険者制度の資格喪失事由の追加

任意継続被保険者制度は、就職や死亡など決められた「事由」以外では脱退（資格喪失）できません。

このたび、その事由として「被保険者からの申し出による」が追加されます。

脱退希望の申し出を、当健保が受理した翌月 1 日に資格喪失します。

（例） 1 月 1 5 日受理⇒ 2 月 1 日資格喪失

3. 出産育児一時金の支給額の一部変更

出産育児一時金（被保険者・被扶養者が出産したとき健保から支給される給付金）の支給額が、産科医療補償制度の掛金変更（引き下げ）に伴い、一部変更となります。

産科医療補償 制度掛金

【 現 行 】 （2021 年 12 月 31 日までの出産） 16,000 円

【変更後】 （2022 年 1 月 1 日以降の出産） 12,000 円

変更後の出産育児一時金支給額をまとめると以下のとおりです。

分娩機関の産科医療 補償制度加入状況	在胎週数 要件	【現行】2021 年 12 月 31 日 までの出産	【変更後】2022 年 1 月 1 日 以降の出産
加入	22 週以降	420,000 円／一児 内訳(404,000 円+16,000 円)	420,000 円／一児 内訳(408,000 円+12,000 円)
	22 週未満	404,000 円／一児	408,000 円／一児
非加入	なし		